

理事の推薦に関する件（2月4日）

本委員会は、令和7年2月4日、日本銀行法第23条第4項の規定に基づき、財務大臣に対し、正木 一博、中村 康治を理事に推薦することを決定した^{注)}（正木 一博は3月3日、中村 康治は4月1日、財務大臣より任命）。

^{注)} 本件は、本委員会で2月中に決定したのですが、財務大臣による両名の任命後に公表される月報に掲載する扱いとしました。